

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで郡上市のスキー場産業をはじめ、農林業などの経営に貢献してきた免税軽油制度が、平成21年の税制改正において目的税から普通税に変更され、平成24年3月をもって免税措置が廃止されることとなっていたが、3年間の免税措置延長が認められ現在に至っている。

使用している軽油は、軽油引取税（1ℓあたり32円10銭）が免除される免税軽油制度の適用を受けており、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト及び重機、スキー場ゲレンデ整備用圧雪車、降雪機など、道路を走らない機械燃料の軽油は、申請をすれば免除が認められている。

今後この免税軽油制度が廃止されると、本市のスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、今でさえ困難な観光産業、農林業がますます深刻な状況になることは避けられない。

さらにこの制度は、スポーツの振興と地域活性化、雇用促進の観点からも有効であり、農林業や観光産業など幅広く経済全般に影響が及ぶことから、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成25年10月3日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長